

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第16号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所 管 所 属：こども青少年局

通 知 日：令和 7 年 6 月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3 (1)	検査調書により検査の記録を残すよう改善を求めたもの こども青少年局の抽出案件である「令和 5 年度ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託」について、次の事実が判明した。 ・こども青少年局は、事業者から提出される月報及び年次報告書を、検査職員である事業担当課の課長まで供覧することにより履行確認を行っていたが、本件に係る業務委託料について四半期ごとに前金払を行っていたため、検査調書の作成が不要と考え、検査調書を作成していなかった。 ・また、履行状況については、担当職員が業務実施場所で現認するなど、その都度確認しているとのことであったが、事業者から提出される月報及び年次報告書は、相談業務の実施体制（相談員の配置や相談対応状況）や、啓発物の作成状況、広報活動の実施状況の詳細についての記載が十分ではなく、仕様書に定める業務の実施状況が把握できる記載とはなっていなかった。 【指摘事項】 こども青少年局は、前金払を実施した業務についても、業務完了後に検査手続が必要であることを所属内で周知の上、仕様書どおりに業務が履行されたことを検査したことについて対外的な説明ができるように、その検証の方法やプロセスを記録、保存するよう周知徹底されたい。	①前金払による契約においても、検査調書の作成が必要であること ②業者に提出を求める業務完了報告書の内容や書式について、仕様書に求める成果物や実施体制が履行できていることを明確に記載した資料等の提出を求め、適正な履行確認を実施すること 上記 2 件について、事業担当課に通知した。 また、当局で運用しているTeams上に掲載し、常時所属内の職員が確認できるようにした。 「令和 6 年度ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業業務委託」について、業務完了後、事業者から提出される業務完了報告書に基づいて、適正に検査を行い、検査調書を作成した。	措置済	令和 7 年 3 月31日